

朝川善庵『田園地方紀原』卷上（勢州須ヶ瀬村渡邊六兵衛が家に、所傳の太閤の檢地條目を書寫して贈らる、原本拙筆にして、古く損すれば難く讀、文義分り兼る所もあれど、其儘に寫すと云）

就伊勢國御檢地ニ相定條々

- ① 一 田畑屋敷六尺三寸棹を以、五間に六十間三百歩を壹反に可致檢地一事
 - ② 一 上田壹石五斗、中田壹石三斗、下田壹石壹斗、下々見計可相定一事
 - ③ 一 上畑壹石貳斗、中畑壹石、下畑八斗、下々見計可相定一事
 - ④ 一 屋敷方壹石貳斗たるべき事
 - ⑤ 一 山畑野畑川田多先斗代官届け、其上見計代可相定一事
 - ⑥ 一 山手錢鹽濱小物成の事、先指出申付、其上見計年貢可相定一事
 - ⑦ 一 在々の上中下、并井懸り麥田日損水損、念を入見分、斗代可相定一事
 - ⑧ 一 一村切榜示を立、入組無之様に可相定、今迄榜示相紛候は、隣郷の上使申談、新榜示界可相定一事
 - ⑨ 一 一升は京升に相定、則檢地爲奉行在様に京升を相調可遣、前の升を悉集可取上一事
 - ⑩ 一 檢地面百姓にもうつさせ請状申付、以來斗代違棹違等無之様に可申付候、則檢地爲奉行、其在々の長面に仕可渡□□
 - ⑪ 一 一如御法度自賄に可仕候、但さうじ薪ぬかわら、地下人に尤可被召遣之事
 - ⑫ 一 給人百姓にたのまれ禮儀禮物を取、私曲の族有之ば、互聞付次第遂糺明、さほ打のもの不相屈に付而は可加成敗、主人相紛付而は、無用捨在様に可言上一事
- 右之條々相守、下々迄此一書を遣、さほ打に可申付也

文祿三年六月十七日

御朱印

羽柴下總守どの
服部采女どの
稻葉兵庫どの
岡本下野守どの
一柳右近大夫どの
朽木河内守どの
新庄東國どの

※ 右条目中の漢字（異体字）を改めた箇所がある。又、各条目前の符号（①〜⑫）は拙職が加入した。

※ 尚、本書の序文（田園紀原序）には、天保九（1838）年戊戌冬十月 門人 官銀局司 秋田義一謹撰とある。（瀧本誠一編『日本經濟叢書』卷二十一（大正五年、日本經濟叢書刊行會）三二五頁）

※ 平成二十二年二月二十二日 金子和也写